

安全管理規程

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という）は、道路運送法（以下「法」という）第22条の2第項の規定に基づき、なの花交通バス株式会社（以下「当社」という）のゆそうの安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する

(代表取締役等の責務)

第3条 代表取締役は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う

- 2 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する
- 3 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる
- 4 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第4条 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす

- 2 代表取締役および常勤取締役は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる
- 3 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する

(輸送の安全に関する重点施策)

第5条 当社は、前条に基づき、次に掲げる各号の事項を重点施策として実施する

- (1) 運輸安全マネジメントおよびリスクマネジメント研修を実施し、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。また、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資、人員配置等を積極的かつ効率的に行うよう努めること
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内においてヒヤリ・ハット情報の共有や安全方針等を掲示板等に掲載し、必要な情報を速やかに伝達し、共有すること

- (5) 輸送の安全に関する教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること

(輸送の安全に関する目標の設定および計画の策定)

第6条 前条に掲げる重点施策について、輸送の安全に関する目標（以下「目標」という）を策定する

- 2 前項に掲げる目標を達成するため、必要な輸送の安全に関する計画（以下「計画」という）を策定する

(社内組織)

第7条 代表取締役は、次の各号に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するために企業統治を適確に行う

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

- 2 総務部長は、安全統括管理者を補佐し、輸送の安全の確保に関する各会議を開催し、営業所長を統括して指導監督を行う

- 3 営業所長は、所内各会議を開催し、輸送の安全の確保に関し営業所内を統括し所内の運行管理者、整備管理者等の従業員の指導監督を行う

- 4 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別紙1の「安全管理体制組織図」および別紙2の「緊急連絡図」による

(安全統括管理者の選任および解任)

第8条 代表取締役は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、安全統括管理者を解任する

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
- (3) 関係法令等の違反又は、輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(安全統括管理者の責務)

第9条 安全統括管理者は、次の各項に掲げる責務を有する

- (1) 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底するために全従業員に対して必要な教育又は訓練を行うこと
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、全従業員に対し周知を図ること

- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて随時、内部監査を行い、代表取締役および常勤取締役に報告すること
- (6) 代表取締役および常勤取締役に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等飛打つような改善の措置を講じること
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者および整備管理者を統括管理すること
- (8) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第10条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する

- 2 計画の実施状況については、四半期毎に事務所内に掲示するとともに、点呼等により全従業員に対し周知を図る

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第11条 代表取締役および常勤取締役は、現業従業員との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める

- 2 現業従業員が輸送の安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じることができるようになる。なお、率先して情報を伝えた者に対して、自己の不利益になるような情報であってもマイナス評価は行わない

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第12条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別紙2の「緊急連絡図」に定めるところによる

- 2 事故災害等に関する報告が安全統括管理者、代表取締役および常勤取締役又は、社内の必要な部課等に速やかに伝達されるように努める
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した際の対応が円滑に進むように必要な指導等を行う
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、同規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う

(輸送の安全に関する教育および訓練)

第13条 第6条1項の目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する

(輸送の安全に関する内部監査)

第14条 安全統括管理者は、自らを又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送

の安全に関する内部監査を実施する

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに、代表取締役および常勤取締役に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる

(輸送の安全に関する業務の改善)

第15条 代表取締役は、安全統括管理者からの事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善にかんする方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる

- 2 代表取締役は、悪質な法令違反等による重大事故が起きた場合には、安全対策全般を見直し、現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる

(情報の公開)

第16条 代表取締役は、次に掲げる各号について、毎年度公表する

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
 - (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
 - (4) 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
 - (5) 輸送の安全に関する重点施策
 - (6) 輸送の安全に関する計画
 - (7) 輸送の安全に関する予算・実績額
 - (8) 安全統括管理者
 - (9) 安全管理規程
 - (10) 輸送の安全に関する教育および訓練の計画
 - (11) 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容
- 2 事故発生後における再発防止対策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに公表する

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第17条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的および適時適切に見直しを行う

- 2 輸送の安全に関する事業運営の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、代表取締役および常勤取締役に報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送に安全に関する情報の記録および保存の方法については、別に定める

付則

本規程は、平成25年11月18日より施行し、平成25年11月20日から適用する